

あなたの生活を支える

3つの基礎年金

あなたの国民年金

パート⑦



ねんきんななちゃん

65歳になったとき… 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間を含む）が原則として25年以上ある人が65歳になったから受けられる年金です。

●年金額（平成12年度の額）
804,200円（保険料を40年間納めた場合の満額の年金額です。）



病気やケガで障害が残ったとき… 障害基礎年金

国民年金の加入者が、病気やケガにより、一定の障害が残ったときに受けられます。

加入期間のうち3分の2以上の保険料を納付または免除（学生納付特例期間も含む）になっていることが必要です。

●年金額（平成12年度の額）
1級障害…1,005,300円
2級障害…804,200円



もしも、夫に先立たれたら… 遺族基礎年金

国民年金の加入中に死亡または老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が死亡したとき、残された子の妻、または子（遺児）が受けられます。

※子とは18歳になった年の年度末（3月末）までか、20歳未満の障害のある子。

死亡者の加入期間のうち3分の2以上の保険料を納付または免除（学生納付特例期間も含む）になっていることが必要です。

●年金額（平成12年度の額）
子のある妻…1,035,600円
子のみ…804,200円

※子が2人以上の場合は、さらに加算があります。

（この他にも寡婦年金、死亡一時金があります。）

年金を受給するには本人の申請が必要となります。

こんなときには必ず届出を！

届け出には印かん、年金手帳のほか添付書類が必要な場合があります。
よく確認のうえ、国民年金の窓口で手続きしてください。

増収・離婚

配偶者の扶養からはずれたとき



増収や離婚で、厚生年金や共済組合の加入者の扶養からはずれたら、第1号被保険者の届け出をしてください。

転職

第3号被保険者の配偶者が会社などを変ったとき



種別確認のため届け出をしてください。

20歳 になったとき



厚生年金や共済組合などに加入していない人は国民年金の加入届け出をしてください。

退職

厚生年金などを脱退したとき

60歳になる前に退職したときは第1号被保険者の届け出をしてください。（扶養している人がいるときは、合わせて届け出を）



住所・氏名

が変わったとき



住所や氏名を変更する届け出をください。（住民票の届け出といっしょにできます）

結婚・減収

配偶者の扶養になったとき



結婚や減収で、厚生年金や共済組合の加入者の扶養になったら、第3号被保険者の届け出をください。